

グレンデールの慰安婦撤廃裁判の近況

代表 目良浩一

9月16日に控訴裁判所へ再審査請求

米国連邦裁判所の第9地区控訴裁判所は8月4日に、原告・上告者に判決を下し、第一審で認められなかった原告の資格は認めるが、訴訟の目的であるグレンデール市の慰安婦像の撤去を求める根拠は認められないとして、我々の敗訴となりました。

しかし、ここで撤退すれば米国の多くの都市で慰安婦像が続々を建てられます。そこで戦いを続けるために残された道は、米国の最高裁判所に上訴するか、判決を下した控訴裁判所に再審査を請求するかしかありません。我々は、控訴裁判所に再審査を請求する方が好ましいと判断しました。それは、最高裁判所に上訴した場合には、採択率がかなり低いという客観的な理由もありますが、控訴裁判所で担当した3人の判事が下した判決の内容がかなり偏向していて、他の判事を交えて審議をすれば違った結果が出る可能性があるからです。通常の控訴裁判所の審議は、3人の判事のチームで行いますが、その他に、第9地区控訴裁判所の判事29名全員が参加して審議をする方法もあります。それをアンバンク(En Banc)と言います。今回は、全員参加の審議を請求しました。今までの担当判事以外の判事が関心を寄せれば、アンバンクの審議が可能となります。どの判事も関心を示さなければ、今までの判事による再審議となります。

再審査を請求したもう一つの理由は、その判決が慰安婦像については検討しているが、碑文については殆ど議論をしていないからです。問題の根源は、かなりの部分が碑文の文面にあるのです。それを単純に慰安婦像は苦勞をした元慰安婦を記念するために建てられたもので、単なる表現の自由の範疇にあるとする今回の判決は、真の問題を回避したことになります。

自治体には同盟国を誹謗する表現の自由があるのか

更に言うならば、此の裁判の結果によって米国で州や自治体への表現の自由についての規則が出来るのです。若し我々がこの判決の後で行動を起こさなければ、この判決にある「強制性を伴わない州や自治体の意見の表明はすべて表現の自由の範囲内にある」という法解釈が確立されることになるのです。

碑文には、「日本の軍隊は1932年から1945年にかけて20万人を超えるアジアやオランダの女性を強引に家から連れ出し、性奴隷となることを強制した。2007年の米国下院の決議121号を記念して、日本政府にこれらの罪悪に対する歴史的な責任を認知することを求める。」と書いてあるのである。すなわち、日本政府が認めていない、慰安婦の強制連行、性奴隷化、慰安婦が20万人以上であったことなどをすべて事実であったとして、日本政府が人権侵害の罪を犯したとして、糾弾しているのです。

日本政府は、明確に否定していますが、事実の認識については、異論もあるかも知れません。しかし、単なる地方自治体であるグレンデール市が外交的に重要なこの様な問題について、無制限に意見を表明することは許されるべきでしょうか。外交問題について、単なる市がこの様に意見を表明すれば、米国の外交政策は混迷を極めるでしょう。特に、自治体がアジアの重要な同盟国に対して、「罪悪国」呼ばわりをしても良いのでしょうか。外交的には、日米間には安全保障条約があり、両国は友好関係を保つことを誓約しています。その様な国を自治体が罪悪国と呼ぶのは、国の方針に背くこととなります。意見の表明の自由は、同盟国を誹謗することも含むべきでしょうか。我々は、「否」と考えます。

この点について解説しましょう。州を含む自治体がどの程度外交について公的に意見を表明できるかは、いくつかの関連した判決は出ていますが、それ自体には米国ではまだ明確な指針が出ていません。この裁判でこの問題に指針を与え様としているのです。

アミカスの提出

今回は、再審査を請求すると同時に、日本の協力団体にアミカス(参考資料)を提出することを考慮する様に伝えました。それがどの様な影響を与えることになるかが関心事です。アミカスは近日中に提出される予定です。

上記の様に、今回の再審査の請求は、以前の控訴審への訴状に比べても、かなり強化されています。結果が出るには相当な日数がかかると思いますが、異なった結果が出る可能性もかなりあるのではないかと思います。最高裁への上訴は、その結果を見てからにします。

読者の皆様メールアドレスを連絡下さい。最新のニュース等を配信いたします。
お名前を書いて、以下にメールを下さい「info@gahtusa.org」

日米欧でリベラル派が進める言論弾圧

ガート日本代表 藤井厳喜 (国際政治学者)

日本の国会は、所謂「ヘイトスピーチ」を禁止するという通称「反ヘイト法案」をこの5月24日に成立させてしまった。これは言うまでもなく、法の下での平等に反する欠陥法案であり、同時に民主政治の根幹を成す「言論の自由」を弾圧する恐るべき反民主的法案でもある。

残念なことに、ヨーロッパでもアメリカでも、このような言論の自由を含む、個人の基本的自由や権利を制限しようとする動きがリベラル派の手によって推進されている。非常に危険な状況であり、これがこのまま進むと左派全体主義が自由社会を圧殺してしまうことになりかねない。

アメリカにおける慰安婦像の建設は、マイノリティである日本人に対する人種差別であり、本来、アメリカではあってはならないヘイト・アクションである。ところがこちらの方は、アメリカのリベラル派は極めて許容的であり、法の下における平等すら侵害されているという恐るべき状況が生まれている。グレンデル市の慰安婦像脇に設置された碑文の文面は、言論の自由によって擁護されるものではなく、露骨な日本人マイノリティへの差別表現である。

■米最高裁による憲法修正第4条の否定

オバマ政権という極左政権は、アメリカの伝統として尊重されてきた個人の自由や権利を左派的観点から大きく規制し、制限しようとしてきた。こういった政治的文脈の中で米国最高裁が明らかに憲法修正第4条違反と思われる行為を合憲であると判断している。これは令状や本人への通知も全くなしにFBIが個人のコンピュータや携帯電話の情報を検索できるという決定である。最高裁は5月1日にこの決定をし、このまま放置されれば12月1日がこれが施行される。

米国憲法修正第4条は「合理的な根拠のない搜索及び逮捕、押収から自らの身体・家屋・書類及び所有物の安全を保障される国民の権利はこれを犯してはならない」と規定している。それにも関わらず、最高裁は裁判所の令状なしのコンピュータや(スマートフォンを含む)携帯電話の個人情報への無制限な捜査を合憲であるとして許可してしまったのである。これは特定の裁判案件に絡んでの判断ではなく、最高裁がこのような決定をする事は異例である。FBIは主にチャイルド・ポルノ関係の捜査を念頭にこの許可を最高裁に申し出たものである。

このような悪法を止めることが出来るのは、米国議会だけであるが、議会が速やかにこの最高裁の暴挙を止める事が出来るかどうかは定かではない。大統領選挙直後に議会はサンクス・ギビングの休暇に入っしまい機能停止に陥るのが通例である。

トランプ候補当選の可能性が濃厚になる一方で、個人の自由を弾圧するこのような危険な動きがアメリカ社会で主にリベラル派の手によって進められている。対テロ対策を口実に、同様の個人の自由への弾圧は、EUでも見られる現象である。日米欧の先進国で、リベラル派による個人の自由の圧殺が同時進行している。

ドイツの慰安婦像計画 中止に持ち込む！

反対の声を挙げ続けることが大切

山本優美子

ドイツ南西部、美しい中世の街並みのフライブルク市。その姉妹都市の韓国・水原市の提案で、市の中心部の公園に慰安婦像設置計画が持ち上がりました。もし実現したら欧州初、韓国以外の公有地では米国加州グレンデルに次いで世界で第二番目の像になるところでした。

しかし、幸いなことに像設置計画は、発表から半月ほどで中止となりました。フライブルク市の日本の姉妹都市松山市が反対表明したこと、在ドイツの邦人や日本からも反対の声が挙がったことが影響したのです。「慰安婦問題は最終的、不可逆的に解決した」日韓合意に反発して、韓国の地方自治体や市民団体は慰安婦像設置運動に益々力を入れています。今後も海外の街で、韓国の姉妹都市が「平和像」と称して「性奴隷・慰安婦少女像」設置を提案することが起こる可能性は充分あります。

海外ではこれまで日本人は政治的なことに関しては静かでした。ところが今回の様に慰安婦像に対して素早く反対の行動が起こったのは、「グレンデル慰安婦像とそこ刻まれている碑文が日本人の生活の安全を脅かし、日本の名誉を傷つけている」ことが、多くの日本人に周知されているからです。グレンデル慰安婦像撤去を求める訴訟で反対の声を挙げ続けることは、慰安婦像拡散の抑止力にも繋がっているのです。



教会・大学・環境保全都市として有名なフライブルク市 (在独日本人の撮影)

在米韓国人の方の見解を本文のみ紹介します。

ある朝鮮人の嘆き

私は戦時中は(1941-45)すでに物心が充分ついた年齢でしたし、一族は慶尚北道での大地主でしたので郷里には多数の親族と隷下の小作人家族が30所帯ほどおりました。その親族・小作人家族には 勿論数十人の少女がおりました。それなのに、そのうち日本の官憲により 慰安婦として強制拉致された件はありませんでした。果たして、当時の朝鮮人人口は2000万を切りました。日本軍がその中から20万人の少女を強制拉致したのなら、まさに朝鮮人少女の“根こそぎ拉致“だったはずなのに、我が家族・一族・小作人家族の少女は 皆安泰でした。また、当時日本軍による少女拉致は目撃した事ありませんし、その様な話を聞いた事ありません。日本軍が隠密に何等の騒動もなく、朝鮮人少女を”根こそぎ拉致は不可能でした。また、当時、朝鮮には朝鮮人受爵家、知事(勅任官)陸軍中将以下将校・数多くの秦任官と判任官の官吏がおりました。警察官の3分の2は朝鮮人でした。果たして、日本軍はこれらの家庭の子女をどの様に區別して、慰安婦として拉致しなかつたのでしょうか？

ご存知の様に 当時朝鮮人は創氏改名で 殆どが日本式氏名を名乗っていましたのに日本官憲が路上でどの様にして日本人少女と朝鮮人少女を區別して、朝鮮人少女のみを強制拉致したのでしょうか？

当時、日本でも朝鮮でも貧乏家庭の少女を いろいろな形態で“奉公”に出す慣習・制度がありました。“おしん”も翌年の種にする籾と交換で酒田の豪商のところに子守り奉公に出されました。また、2-2-6事件の主導将校は 東北の寒村で 部下の妹達が売られ奉公に出される悪習を決起の大義名分の一つに掲げて反乱を起こしたのです。だから、日本軍は慰安婦募集を朝鮮人少女の強制拉致に依存する理由は無かつたはずで。また、河野談話で認めた“強制”は凶作・貧困・負債・賭博・飲酒・家内暴力などに由来する“強制”で 官憲による“強制”ではないのではないのでしょうか？

また、朝鮮人少女の強制拉致が 挺身隊動員として行われたとの主張に関しては時期的に問題があります。挺身隊動員は“総動員法”に立脚して施行されました。総動員法はシナ事変が勃発後、1938年に近衛内閣の下制定されました。しかし、総動員法は徴兵法と同様 内地だけに適用されていました。1944年8月に総動員法は徴兵法と共に朝鮮にも適用される様になりました。最初に召集された朝鮮人壮丁は1945になり入営しました。それなのに、20万の朝鮮人少女を総動員法下、朝鮮で1944年秋から挺身隊動員をし慰安婦として、既に制空権・制海権を喪失して兵士の補充、弾薬・糧秣の補給もままならぬ日本軍が強制連行した朝鮮人少女を慰安婦として戦地に輸送したのでしょうか？もし、補充兵・弾薬・糧秣よりも朝鮮人少女慰安婦を優先的に戦線に補給していたのなら 日本軍指導部は白痴・低能・馬鹿・阿呆だつたのです。ちなみに、貴職が朝鮮で出生した時期の 朝鮮軍司令官は板垣征四郎大将だつたと思います。私は新義州在住時代に満州国皇帝が新義州を通過した節お供していた板垣大将を見ました。

もし、20万人の朝鮮人少女が強制連行されて日本の慰安婦になっていたのなら、終戦後最低10万人は南朝鮮に(大韓民国)帰郷しているはずで。1980年代の初めに韓国で対日国交を樹立した軍人独裁政治が終結し、吉田清治のデタラメな自白書が翻訳出版されたのを機に 韓国で親北・左翼・反独裁勢力が反日運動を始めました。(朝日新聞が幫助役になり煽動しました。)終戦後、1948年まで南朝鮮を統治していたアメリカ軍政府は朝鮮での戦争犯罪を捜査しました。そのとき、慰安婦強制連行を戦争犯罪としてアメリカ軍政府当局に訴え出た記録は全無です。左翼の圧力団体の強要で韓国政府は大々的に金銭的補償をするから帰郷した慰安婦は申告する様にと勧誘しました。そしたら、最終的に250人0.25%足らずの中老年女性が名乗り出ました。日本軍に強制連行された残りの9万9千750人はいずこに消えたのでしょうか？

1941年12月8日まで 当時の京城には欧米諸国の総領事館がありました。また、約1000人の欧米人宣教師とその家族が 朝鮮の津々浦々で宣教活動・学校経営・病院運営をしていました。それに、海外通信社の特派員もいたし北朝鮮地方にあつた外国人所有の大規模な金鉸山には外国人経営者・技術者とそれらの家族が滞在していました、彼らは数多くの自叙伝・手記を残しており、日本官憲の暴行は記述されていますが、朝鮮人少女の大挙強制連行の記述はありません。かれらは皆東照宮のお猿さんの様な“見猿・聞か猿・言わ猿”だつたのでしょうか？ 終戦直後、極東地域での連合軍による戦争犯罪調査でも 慰安婦として朝鮮人少女強制連行した犯罪に関する調査はありませんでした。また、アメリカ政府は2007年に7年間にわたり3000万ドルを支出してまとめた“日本とドイツの戦争犯罪再調査報告書”を発表しました。(The Final Report to the US Congress on Nazi War Crimes & Japanese Imperial Government Records)この報告書にも朝鮮人少女を慰安婦にするため日本軍が強制拉致したとの言及はありません。

結論：如何なる行為がなかつた事は証明出来ません。だから、犯罪の客観的立証は檢察の責任です。即ち、上記の事実により：“シナ事変・第2次大戦中日本の官憲が20万人の朝鮮人少女を慰安婦にする目的で強制連行した事あり得なかつた！”と断言できます。

しかし、残念ながら、今なおこの慰安婦の件が日本と韓国間の外交問題であると共に、アメリカ・カナダ・豪州で韓国系住民と中国系住民が協力して政治的に。歴史的に、文化的に慰安婦問題を掲げて猛烈な反日運動を展開しております。

日本サイドではソウルの日本大使館前の慰安婦像を先だつて日本政府が多額の“癒し金”を支払つたのに、未だ除去の兆しが無いので不快に思つていると信じます。この慰安婦像は 左翼の強力な政治圧力団体が設立したもので この論争を継続させて生活の糧を得ている人たちが多数おるので、朴槿恵政権存命中の轍去は難しいと信じます。“虎の口から肉を取り出す”勇気が必要です！だから、韓国サイドは 慰安婦像の轍去を約束した覚えはない！と主張しています。韓国に お金の食い逃げをされてしまったと思います。しかし、ソウルの日本大使館前の慰安婦像を轍去させるにはごく簡単な方法があります。東京の麻布所在の大韓民国大使館前に 伊藤博文公の銅像を先ず建立するのです。もし、伊藤公の像で駄目ならば三浦梧楼の像を次には南次郎の像と次々と建立すれば 韓国側も頭を冷やして対応するでしょう。

慰安婦像よりも大きな問題は外国での韓国系と中国系住民による組織的・広範的反日PR運動です。彼らは各地都市の公園に慰安婦像を建立し、 中等学校教科書に 朝鮮で日本の官憲が慰安婦として20万の朝鮮人少女を強制連行したと記載する様に教科書出版社と州政府に強力な圧力をかけております。これは、アメリカ一般市民の対日感情を子々孫々に至るまで悪化させる種を撒く事になります。日系住民は数的にも財力的にもぜんぜん韓国系・中国系住民勢力に太刀打ちできません。この問題は日本の政府・文化団体・経済団体が も少し関心を持ち対応すべきです。ソウルの慰安婦像は何時かは除去されるけれども、アメリカ市民に植え付けられた 悪い対日感情は永く持続され日本人は永く屈辱感を感じるでしょう。貴職のご理解と対処策を考慮して下さい。

それでは、最後に何故日本で居住した事もなく日本で勉学をした経歴も無い韓国系アメリカ市民の私がこの問題をこれまで深刻に考え、失礼千万と承知の上 敢えてご多忙な先生にご相談申し上げるかを説明させて頂きます。

1. 東アジアの安寧の要は 良好で緊密な日米同盟関係です。新興中国は東アジア及び東南アジアでの絶対的覇権を制するため、良好・緊密なる日米同盟関係に楔を入れなければなりません。そのため、アメリカ・オーストラリアで 韓国系住民を煽動し慰安婦問題を蒸し返し一蒸し返し論議し、海外での反日感情を政治的に社会的に育成しております。中国系住民は同時に南京事件を”針小棒大“に宣伝し、米・豪両国で友好的な対日感情を悪化させ様としているのです。即ち、中国はアメリカで あの悪辣な日本との同盟関係を疑問視する公論を醸し出そうとの魂胆で 慰安婦問題を利用し反日PR運動を展開しているのです。私は1960年からアメリカ市民で(蓮舫さんの様に2重国籍ではありません。)ニューヨーク所在の大手国際金融会社に40年奉職し、その会社で最初の非白人上級社員になった経歴がありますので、アメリカの社会・政治・文化には 充分な理解があります。(次頁に続く)

ある朝鮮人の嘆き (続き)

(前頁からの続き) 2. アメリカ合衆国の建国理念には この国は新しい国で市民が融和し、新しい人生を営む国だと宣言しております。即ち、アメリカは“江戸の仇を長崎で打つ”所ではないのです。それなのに、中国系・韓国系住民はアメリカで 根拠菲薄な慰安婦問題を政治的・社会的に提示して日米同盟関係に楔を入れると共に、日本人を子々孫々に至るまで悪辣極みの無い国民に仕立て上げ様としているのです。私は日本では韓国政府に お金をまた差し上げたのだから、ソウルの日本大使館前の慰安婦像が撤去されたら この問題は“解決”されると信じる人が大多数だと思いますが、実は、“敵は本能寺にあり!”です。今、アメリカ・オーストラリアでは各都市の公園に次々と慰安婦像と嘘だらけの碑文塔が建立されております。アメリカ・オーストラリア市民は 日本サイドからの反論もないので碑文の反日文章を鵜呑みにするでしょう! また、教科書に記載された日本人の残虐・非道な行為は 将来、ほぼ永遠に対日感情を悪くするでしょう!

敬具

グレンデール裁判の意義「慰安婦問題」斜め読み

細谷 清

「グレンデール裁判なかりせば、(米国で)思う存分慰安婦像を建てられた、本当にガートは憎たらしい」との彼の国の人達の恨み節が聞こえて来ませんか。提訴した当初は嫌がらせ、スパイ活動、交通事故に見せかけた襲撃などが相当あったと聞きます。

右の図は、米国と韓国の公園等の公共地に設置された「像」の数です(ガートの独自調査に拠る)。ソウルの日本大使館前設置を第1号に、何と第3号は米国グ市に建てられました。韓国では34体も建てられ、昨年12月の日韓合意以降今年になって11体も設置されましたが、米国はゼロです。

話し合いを持とうが10億円も払おうが、「像」の設置を止める事は出来ない事が判ります。「10億円掛ける(「像」の数)と皮算用をしているかも知れません。女性の人権や日本軍の戦争犯罪は口実で、別な目的があるから世界中に像を建てるのは、「無駄な投資」ではないのでしょうか。

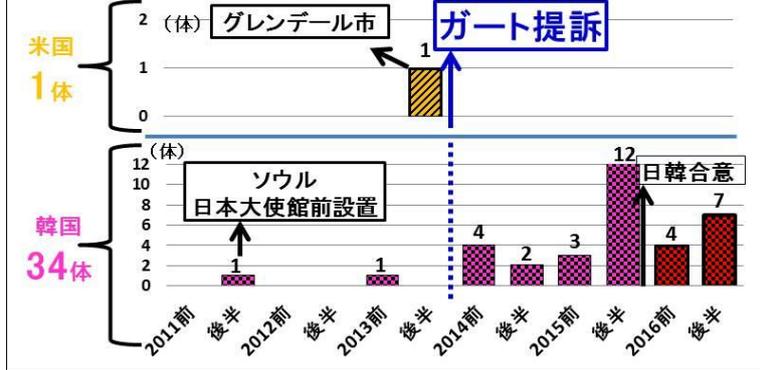
本当の狙いは、日米離間、日米同盟弱体化、日米安保の無効化であり、後ろで「誰か」がお金等を支援をしているのでしょうか。「その誰か」の目的を挫くのがこの裁判です。

国をバックにした相手と闘うなんて本来は国がやるべき事ですが、国が立つのを待ってはおれません。

闘いには軍資金が必要です

米国・韓国での奴隷慰安婦像の設置状況

(平成28年8月20日現在)



読者の皆様のメールアドレスを「info@gahtusa.org」に連絡下さい。最新のニュース等を配信いたします。

編集後記
五月に発行して以来、少し間が開きましたが第3号をお届け致します。
6月末に私は遅ればせながら初めてグ市の像を見ました。像を設置した重大さ・影響の大きさに改めて推進した市とその後ろ楯であり支援している団体の意図を知る事が出来たと思います。
8月5日に控訴審判決が出され、9月15日に再審請求を出しましたが、その間に作成した色々な資料ではそれが大変に役に立ちました。本当に「百聞は一見に如かず」でした。(KH)

日本人の名誉を侵害する像と碑の撤去を!

GAHTの活動を支えるために

活動資金の協力を、是非お願いします

銀行振込み等による寄付方法

- **三菱東京UFJ銀行**
支店名: 藤沢支店 (支店番号257)
口座番号: 0421906 普通
口座名: 歴史の真実の会 (レキシノシンジツノカイ)
- **ゆうちょ銀行**
振込口座番号: 00180-0-292163
振込口座名: 歴史の真実の会 (レキシノシンジツノカイ)

■ **クレジットカードによる資金**
クレジットカードの利用をご希望の皆様は、ウェブサイトから直接決済が可能です。
URL: <http://www.gathjp.org>

*領収書は、お振込の書類を以て代用させていただきます。
別途領収書をご希望の方は info@gahtusa.org までメールにて連絡ください。